

# 第1回定例会会議録

平成29年 3月13日(月)

開 議 午前10時00分

○議長(古越 弘君) おはようございます。これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る3月3日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案・請願・陳情について、日程に従い、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第5号 町道の路線認定について―――

―――日程第2 議案第6号 佐久水道企業団規約の一部変更について―――

○議長(古越 弘君) 日程第1 議案第5号 町道の路線認定について、日程第2 議案第6号 佐久水道企業団規約の一部変更について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) おはようございます。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第5号 町道の路線認定について

議案第6号 佐久水道企業団規約の一部変更について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(古越 弘君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第5号、第6号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第5号、第6号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号 町道の路線認定について、議案第6号 佐久水道企業団規約の一部変更については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第3 議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与

の特例に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第3 議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 1ページをお開きください。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、否決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

なお、本議案については、面替地区地域振興基金7,000万円の1市3町の負担に対して混乱を招いた責任として、町長自ら給料を30%1カ月減額をする条例改正であります。本事業において、現段階で、他市町の最終結論が出ていない状況であり、責任をとるという観点からは時期尚早であると判断し、全会一致で不採択となりました。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第7号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

委員長報告は、原案否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、なしであります。

よって、議案第7号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案については、否決されました。

―――日程第4 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例案について―――

- ――― 日程第 5 議案第 9 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例案について―――
- ――― 日程第 6 議案第 10 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例  
案について―――
- ――― 日程第 7 議案第 11 号 御代田町収入印紙等調達基金条例を制定す  
る条例案について―――
- ――― 日程第 8 議案第 12 号 御代田町福祉医療給付金条例の一部を改  
正する条例案について―――
- ――― 日程第 9 議案第 13 号 御代田町消防委員会条例の一部を改正す  
る条例案について―――
- ――― 日程第 10 議案第 14 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例  
の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 4 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 5 議案第 9 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 6 議案第 10 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、日程第 7 議案第 11 号 御代田町収入印紙等調達基金条例を制定する条例案について、日程第 8 議案第 12 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について、日程第 9 議案第 13 号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案について、日程第 10 議案第 14 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 2 ページをお開きください。

平成 29 年 3 月 13 日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 9 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に

ついて

議案第 1 0 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

議案第 1 1 号 御代田町収入印紙等調達基金条例を制定する条例案について

議案第 1 2 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について

議案第 1 3 号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案について

議案第 1 4 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 8 号から第 1 4 号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 8 号から第 1 4 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 9 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 1 0 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、

議案第 1 1 号 御代田町収入印紙等調達基金条例を制定する条例案について、議案第 1 2 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について、議案第 1 3 号 御代田町消防委員会条例の一部を改正する条例案について、議案第 1 4 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第 1 1 議案第 1 5 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正  
する条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第 1 2 議案第 1 6 号 御代田町児童館条例の一部を改正する  
条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第 1 1 議案第 1 5 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、日程第 1 2 議案第 1 6 号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） 3 ページをお開きください。

平成 2 9 年 3 月 1 3 日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第 1 5 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例案について

議案第 1 6 号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定  
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 1 5 号、第  
1 6 号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第15号、第16号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員等報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第15号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、議案第16号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第13 議案第17号 平成29年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第13 議案第17号 平成29年度御代田町一般会計予算案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 2ページをお開きください。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第17号 平成29年度御代田町一般会計予算案について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました。本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） なし。

○議長（古越 弘君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第17号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第17号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第17号 平成29年度御代田町一般会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第14 議案第18号 平成29年度御代田町御代田財産区特

別会計予算案について―――

―――日程第15 議案第19号 平成29年度御代田町小沼地区財産管

理特別会計予算案について――

――日程第16 議案第20号 平成29年度御代田町国民健康保険事

業勘定特別会計予算案について――

――日程第17 議案第21号 平成29年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計予算案について――

――日程第18 議案第22号 平成29年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について――

○議長（古越 弘君） 日程第14 議案第18号 平成29年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、日程第15 議案第19号 平成29年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、日程第16 議案第20号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、日程第17 議案第21号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、日程第18 議案第22号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 2ページをお開きください。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第18号 平成29年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について

議案第19号 平成29年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について

議案第20号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案につ

いて

議案第21号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

議案第22号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第18号から第22号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第18号から第22号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第18号 平成29年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、議案第19号 平成29年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第20号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第21号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第22号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第19 議案第23号 平成29年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について―――

―――日程第20 議案第24号 平成29年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

―――日程第21 議案第25号 平成29年度御代田町農業集落排水事

業特別会計予算案について――

――日程第 22 議案第 26 号 平成 29 年度御代田町個別排水処理施

設整備事業特別会計予算案について――

――日程第 23 議案第 27 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計

予算案について――

○議長（古越 弘君） 日程第 19 議案第 23 号 平成 29 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、日程第 20 議案第 24 号 平成 29 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、日程第 21 議案第 25 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、日程第 22 議案第 26 号 平成 29 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、日程第 23 議案第 27 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計予算案について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） 3 ページをお開きください。

平成 29 年 3 月 13 日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第 23 号 平成 29 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

議案第 24 号 平成 29 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第 25 号 平成 29 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

議案第 26 号 平成 29 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

議案第 27 号 平成 29 年度御代田小沼水道事業会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 23 号から第 27 号

についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第23号から第27号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第23号 平成29年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、議案第24号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第25号 平成29年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第26号 平成29年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、議案第27号 平成29年度御代田小沼水道事業会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第24 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計補正予

算案(第5号)について―――

○議長(古越 弘君) 日程第24 議案第28号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 2ページをお開きください。

平成 29 年 3 月 13 日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第 28 号 平成 28 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）について  
（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） なし。

○議長（古越 弘君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第 28 号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 28 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第28号 平成28年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第25 議案第29号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について―――

―――日程第26 議案第30号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について―――

―――日程第27 議案第31号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第25 議案第29号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第26 議案第30号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第27 議案第31号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 2ページをお開きください。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第29号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

議案第30号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

議案第31号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第29号から第31号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第29号から第31号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第29号 平成28年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第30号 平成28年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第31号 平成28年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第28 議案第32号 平成28年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について―――

―――日程第29 議案第33号 平成28年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第4号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第28 議案第32号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、日程第29 議案第33号 平成28年度御代田

小沼水道事業会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) 3ページをお開きください。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第32号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)  
について

議案第33号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第4号)につ  
いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定  
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(古越 弘君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第32号、第33号  
についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号、第33号については、討論を省略し、直ちに一括  
して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の  
挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第32号 平成28年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、議案第33号 平成28年度御代田小沼水道事業会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第30 請願第13号 伊澤正男氏の作品集寄贈に関する請願―――

○議長（古越 弘君） 日程第30 請願第13号 伊澤正男氏の作品集寄贈に関する請願について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 4ページをお開きください。

請願審査報告書

1. 審査の結果

（1）趣旨採択とすべきもの

1. 件 名 請願第13号

伊澤正男氏の作品集寄贈に関する請願

（3月3日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました請願第13号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

請願第13号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、請願第13号については趣旨採択とのことであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第13号 伊澤正男氏の作品集寄贈に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第31 陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料

化を求める長野県と国への意見書の提出を求める陳情―――

○議長(古越 弘君) 日程第31 陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県と国への意見書の提出を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 5ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(2) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県と国への意見書の提出を求める陳情

(9月7日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第15号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第15号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、陳情第15号については趣旨採択とのことであります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第15号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県と国への意見書の提出を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第32 陳情第17号 「共謀罪」創設に反対する陳情―――

○議長（古越 弘君） 日程第32 陳情第17号 「共謀罪」創設に反対する陳情について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 5ページをお願いします。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第17号 「共謀罪」創設に反対する陳情

(3月3日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

平成29年3月13日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

以上です。

○議長(古越 弘君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第17号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、陳情第17号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、陳情第17号 「共謀罪」創設に反対する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第33 意見書案第13号 「共謀罪」創設に反対する意見書

案について―――

○議長(古越 弘君) 日程第33 意見書案第13号 「共謀罪」創設に反対する意見

書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 7ページをお願いいたします。

「共謀罪」創設に反対する意見書(案)

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなす「共謀罪」を創設しようとしています。

どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とするものです。「共謀罪」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになります。そのため「共謀罪」の創設は、過去3回にわたって国民の反対で廃案にされてきました。

「テロ対策」を口実にしていますが、テロとは全く関係のない通常の犯罪も対象としています。既に日本はテロ防止のための13本の国際条約を締結し、それにもとづく国内法も整備されています。このもとで、あらためて「共謀罪」を創設することは認められません。よって、次に事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 「共謀罪」を創設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣殿

法務大臣殿

以上です。

○議長(古越 弘君) 本案について、趣旨説明を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 「共謀罪」創設に反対する意見書案の趣旨説

明を行います。

政府は、テロ等組織犯罪準備罪という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなす共謀罪を創設しようとしています。

テロ対策を口実にしていますが、テロとは全く関係のない通常の犯罪も対象としています。既に日本はテロ防止のために13本の国際条約を締結し、それに基づく国内法も整備されています。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位に御賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第13号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見書案第13号 「共謀罪」創設に反対する意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――退職者あいさつ――

○議長（古越 弘君） 閉会に先立ち、3月31日をもって退職される課長より挨拶を願います。

大井消防課長。

（消防課長 大井睦雄君 登壇）

○消防課長（大井睦雄君） このたび、3月31日をもちまして、退職することになりました。一言御挨拶申し上げます。

私は、昭和54年、消防士を拝命、現在まで38年の消防人生を歩んでまいりました。この間に、いろいろな出来事、大きな自然災害も経験してまいりました。思い起こせば、うれしかったこと、苦しかったこと、悲しかったこともたくさん思い起こせるわけでございます。

その中でも、昭和60年8月12日、羽田沖を発しました大阪行きの日航ジャンボ機の御巢鷹山への墜落事故が、私の中でも最も大きく印象に残り、強く今でも残っています。

私たち消防職員は、採用後、県消防学校のほうに入校しまして、約6カ月間、厳しい訓練・教育を受けてくるわけですが、その訓練の中で、現在でも、消防・警察・自衛隊・学校教育、そして、子どもの教育にも影響を及ぼしている名言がございます。

それは、戦後70年を過ぎましても、今でも私の心の中に生き続けている言葉があります。皆さんも御存じの方も多いかと思いますが、太平洋戦争中、連合艦隊司令長山本五十六元帥は余りにも有名な言葉を残しております。

人を動かすには、「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かじ」動かないという意味でございます。なかなか現代社会の中では厳しいところもありますが、いまだに多くの人の心を動かしていることも事実でございます。

私の38年間の消防人生の中で、現在まで大過なく過ごしてこられましたのも、多くの消防関係者を初め、いろんな方に助けていただいたおかげだと感謝もしています。改めて、深く感謝とお礼を申し上げます。

4月1日からは一町民となるわけですが、町発展のために協力・応援をしていき

たいと思っております。

最後になります。御代田町のますますの御発展、皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（古越 弘君） 尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長（尾台清注君） このたびは、挨拶の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、昭和50年より42年余、この御代田町にお世話になりました。この42年のうちの12年間というのは、実は、税務課の固定資産税係をずっと続けておりました。中には、8年連続、この係をずっと通したこともございました。

最後の7年間、一応課長として、こちらのほうでお世話になっておりましたけれども、どちらかという、私の仕事はバックオフィスの業務がメインでございました。

もともと私は、実家は御代田にはございましたけれども、岩村田で高校まで育ておりましたので、入庁当時は、御代田の町内のこともわからず、また知人もなく、いろんな部分で御迷惑をおかけしてまいりましたけれども、役場に勤務できたことによりまして、多くの経験と多くの人とのかかわりができました。

皆様方の御指導や支えに深く感謝申し上げます。

終わりに、御代田町議会の皆様方のますますの御発展と御活躍を御祈念申し上げ、お礼と退職の挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（古越 弘君） 二人の課長には、長い間の勤務、大変御苦労さまでした。退職後も、ますます御健勝で活躍されますよう御祈念申し上げるとともに、今後とも町を見守り、お力添えをいただきたいと思います。

簡単ではありますが、議会・議員からの感謝の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

――町長あいさつ――

○議長（古越 弘君） ここで、町長より挨拶を願います。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 平成29年第1回御代田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり、慎重に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

御決定いただきました本予算が、町民の皆様の暮らしを守り、地域の発展につながるべく、諸事業の執行に当たりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

いよいよ春を迎え、卒業式や入学式、送別会や歓迎会など、何かと慌ただしい時期を迎えます。議員の皆様におかれましては健康に十分御留意をいただきまして、一層御活躍いただきますよう御祈念を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（古越 弘君） これにて、平成29年第1回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

閉 会 午前10時54分